

マイナンバーカードについて

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カードを交付するものとする。**
(番号法第17条第1項)



■ マイナンバーカード（ICチップ）に記録されるのは、①券面記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等）、②総務省令で定める事項（公的個人認証に係る『電子証明書』等）、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

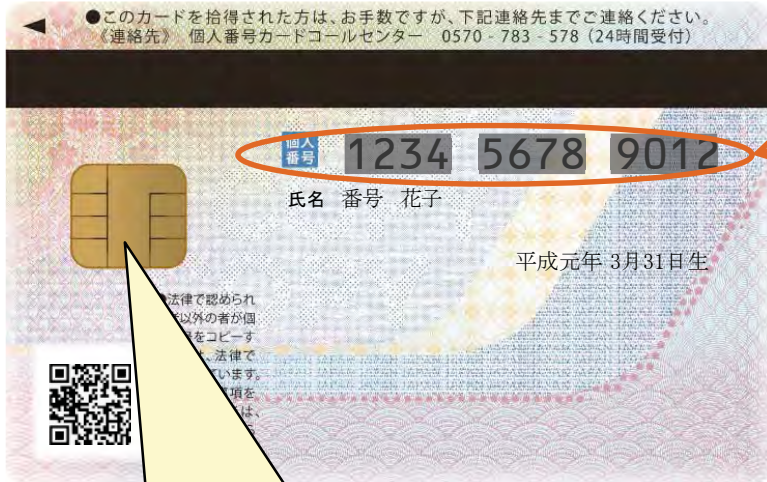
『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の**特定個人情報**は記録されない。
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

- ① マイナンバーカードは、**本人確認の措置において利用**する。（番号法第16条）
- ② 市町村の機関は、マイナンバーカードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。（番号法第18条第1号）
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ マイナンバーカードの所管は、総務省とする。

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

◎ ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー（個人番号）は使用しません

マイナンバーカードの裏面



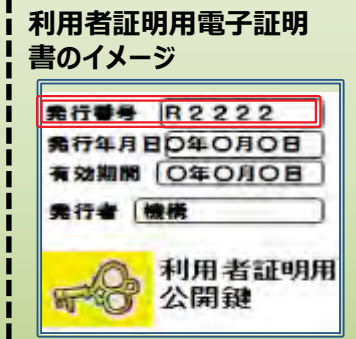
① マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

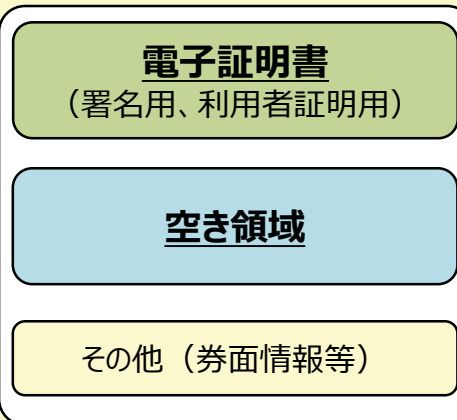
② 電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例：金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能



民間も含めて幅広く

ICチップ内のAP構成



③ 空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分

